

あるべき税制研究会（24回）議事録

平成20年11月7日、第24回の「あるべき税制委員会」が開催され、減価償却に関する税制改正と企業会計について、菖蒲 静夫キヤノン（株）経理部税務会計課担当部長から、金融所得一体課税について、森信から、報告がありました。

初めの、「減価償却に関する税制改正と企業会計について」の説明の概要は、以下の通りです。

法人税率引き下げと並んで課税ベースの拡大が議論され、その関連で我が国の250%償却をたとえば定額法に変更して課税ベースを拡大できないかという点が議論になっている。今回は、当社の例を引きながら、そのことが簡単ではないということをお話したい。

平成19年度税制改正の「250%定率法」導入、平成20年度税制改正の「耐年大括り」ということで、例えば「289：レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備」は、平成20年4月1日以後は「19：業務用機械器具」に大括りとなり、償却率は0.206から0.357へと大きく変更されることとなった。これは、収益を上げている企業にとっては望ましいところであるが、他方で投資家への説明も大変である。各社とも投資家への説明は苦労されている。

税法は、減価償却費の損金算入限度額の計算方法を規定したもので、企業会計上の適正な減価償却費の算定を目的としたものではないので、その調整が必要になる。税法における減価償却費は従来通り「損金経理」が要件となっているので、会計上損金経理を認めてもらう必要がある。日本ではなんとか経団連の苦労もあって、この点が解決されたが、当社は米国に連結子会社を持っている（キヤノン(株)は米国NYSEの上場会社であり米国会計基準による連結決算を行っている）ので、子会社の連結決算も我が国の250%償却を認めてもらう必要があり、米国当局との交渉等その取り扱いは大変であった。米国基準連結会計においては、250%定率法と旧定率法の併用は認められず、また、税法改正に基づく減価償却方法の変更は正当な理由に該当せず、あくまでも実態に鑑みて妥当な償却方法・償却年数であるか否かが判断基準となっている。つまり、同じ機械装置について取得時期に応じて異なる償却方法を適用することは認められない。そこで、結論としては、250%定率法による減価償却が当社の実態に合致しており適切であるという判断に基づき、取得時期の新旧を問わずすべて250%定率法へ切り替えることとなった。その1年後に、今度は加えて耐用年数も短縮するという点については、この1年間にどのような企業実態面における変化があったのか、正当性の裏付けに頭を悩ますところである。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。